

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 28 号	三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	<p>【趣旨】 助成制度の対象に訪問看護療養費を加えるとともに、所得税法及び地方税法の一部改正に伴う所得判定に係る規定の整備を行うに当たり、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 県制度改正に基づき、福祉医療費助成制度において、訪問看護ステーションが行う訪問看護療養費を助成対象として新たに加えるため、所定の条項を整備するもの。</p> <p>2 所得税法における公的年金所得控除及び給与所得控除の改正への対応 税制改正により、公的年金所得控除及び給与所得控除が一律10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられたことに伴い、福祉医療費助成制度における認定区分を従前どおり行うため、規定の整備を行うもの。</p> <p>3 地方税法における未婚のひとり親への寡婦控除にかかる改正への対応 福祉医療費助成制度における未婚のひとり親世帯に係る認定区分の判定については、寡婦控除を適用させたいうえで所得判定を行っている（みなし適用）ところ、今般、税制改正により未婚のひとり親への寡婦控除が新設されたことを受け、当該みなし適用に係る規定を削除するもの。</p> <p>【施行期日】 令和3年7月1日</p>